請書（修繕）

令和　　年　　月　　日

　　発注者

　　　　　上尾市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受注者　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

１　件名

２　場所

３　内容　　　　　別添の図面及び仕様書のとおり

４　履行期間　　　　　令和　　年　　月　　日から

　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日まで

５　契約金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　　　　円

　　上記の修繕を請け負うことについては、次の条項に従い履行します。

　（履行期間の遵守）

第１条　頭書の履行期間内に修繕を完了します。

　（修繕の物件の引渡し）

第２条　修繕が完了したときは、書面により通知のうえ発注者の検査を受け、その検査に合格した修繕の物件を引き渡します。

　（契約の履行）

第３条　契約の履行にあたっては、全て発注者の監督に従います。

　（修繕材料の使用）

第４条　修繕に使用する材料は、全て使用前に発注者の検査を受け、その検査に合格したものを使用します。

２　前項の検査に合格しなかった材料は、発注者の指示に従い、遅滞なくこれを引き取ります。

　（改造、補修等）

第５条　修繕が図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者が図面又は仕様書に基づき改造、補修その他必要な措置をとることを請求したときは、遅滞なくこれに応じます。この場合においては、頭書の契約金額の増額又は履行期間の延長を請求しません。

　（履行期間の延長）

第６条　天候の不良その他その責めを負わない事由により、履行期間内に工事を完成することができないときは、その事由を明らかにして、その履行期間の延長を請求することがあります。

　（契約の解除）

第７条　次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除されても異議はありません。

（１）　その責めを負うべき事由により、履行期間内に修繕を完了することができないとき。

（２）　正当な理由がないのに、修繕の着手期日を過ぎても修繕に着手しないとき。

（３）　第３条の規定に違反したとき。

（４）　前３号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によってこの契約目的を達成することができなくなったとき。